

食品安全委員会（第787回会合）議事概要

日時：令和2年8月18日（火） 14：00～15：10

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

動画配信：報道2名、行政機関4名、一般9名

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
- ・食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の改正について

→厚生労働省から説明

本件については、L-酒石酸・L-リンゴ酸カルシウム複塩含有炭酸カルシウムが考慮された規格への変更に伴い、精度の向上を図ることを目的として純度試験や定量法等を見直すものであり、人の健康に影響を及ぼさない試験法の変更であることから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する。

との審議結果となり、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・添加物 1品目
炭酸カルシウム

→厚生労働省から説明

本件については、L-酒石酸・L-リンゴ酸カルシウム複塩含有炭酸カルシウムが考慮された規格への変更に伴い、要請物質の実態及び国際整合性を踏まえ、純度試験の規格値の有効数字を改正するものであり、本件改正後の成分規格により対象物質に求められる純度の水準は、従前と同等であり、添加物の品質について従来のものと変更はないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人への健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する。

との審議結果となり、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・動物用医薬品 1品目
エグゾルト

→農林水産省から説明

本件については、動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

・飼料添加物 1品目

遺伝子組換え技術によって得られた*Bacillus licheniformis*から産生されるアルカリ性プロテアーゼ

→農林水産省及び担当の山本委員から説明

本件については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、食品安全委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

(3) 農薬第三専門調査会における審議結果について

・「チエンカルバゾンメチル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第三専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・添加物「L-酒石酸カリウム及びメタ酒石酸」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、「添加物「L-酒石酸カリウム」及び「メタ酒石酸」のグループとしての許容一日摂取量（ADI）をL-酒石酸として24 mg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・動物用医薬品「酢酸トレンボロン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「酢酸トレンボロンの許容一日摂取量（ADI）を0.02 μg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知す

ることとなった。

**(5) 令和2年度食品健康影響評価技術研究の2次公募における採択課題
(案) について**

→担当の山本委員及び事務局から説明
本件については、案のとおり決定することとなった。